

## 小樽商科大学札幌サテライトにおける I L L サービスに関する取扱要項

### (目的)

第1条 小樽商科大学札幌サテライト(以下「札幌サテライト」という。)を利用する本学大学院学生に対し、小樽商科大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)の I L L サービスを提供するための取扱いについて定めるものである。

### (定義)

第2条 この要項において、「ILL サービス」とは他機関からの文献の複写及び資料の借用をいう。

### (サービス提供対象業務)

第3条 サービス提供対象業務は、附属図書館が行う I L L サービスとする。

### (サービス提供対象者)

第4条 サービス提供対象者は、札幌サテライトを利用する本学大学院学生とする。

### (サービス提供の実施場所等)

第5条 サービス提供は、札幌サテライトにおいて実施する。

2 文献複写及び借用資料の受け渡しは、札幌サテライト職員を介して附属図書館が実施する。

### (サービス提供申し込み)

第6条 サービス提供を希望する者は、附属図書館ホームページからオンライン又は電子メールにより申し込むものとする。

### (サービス提供料金)

第7条 サービス提供料金は、前条により ILL サービスの申し込みを受け付けた機関(以下「受付機関」という。)からの請求料金及び送料とする。

### (サービス提供料金の支払)

第8条 サービス提供を受けた者は、小樽商科大学が発行する請求書又は受付機関が発行する請求書等に基づき、所定の期日までに、料金を支払わなければならない。

### (借用資料の返却)

第9条 借用した資料の返却は、札幌サテライト又は附属図書館カウンターに持参する。

2 札幌サテライトで受け取った資料は、速やかに宅配便で附属図書館参考係へ返送する。

### (送料)

第10条 札幌サテライトと附属図書館間で発生する宅配便等の送料については、附属図書館が負担する。

### (サービス提供時間)

第11条 札幌サテライトにおける文献複写物及び借用資料の取扱時間は、札幌サテライト職員が勤務する曜日かつ時間内とする。

### (事務)

第12条 この要項の実施に関する事務は、附属図書館が行う。

### (その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は附属図書館長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成18年9月15日から実施する。